

# 出産・子育ての安心につながる環境整備等の取組に対する財政支援にかかるFAQ

## 【第6版】

1. 事業趣旨・申請・交付……p.1～6
2. 予算関連……………p.7
3. 補助率等……………p.8～9
4. 対象事業……………p.9～17
5. その他……………p.18

### 1. 事業趣旨・申請・交付

1-1. 出産・子育ての安心につながる環境整備等の取組に対する財政支援の趣旨・目的を教えてほしい。

(答)

令和6年度の新規予算事業として、「出産・子育ての安心につながる環境整備等の取組に対する健康保険組合への財政支援」が追加されました。「女性の健康づくり」、「出産育児支援のために実施する企業と連携した効果的・先進的な取組」等を対象事業とし、これら事業に要する費用の一部を補助することで、出産・子育ての安心につながる環境整備を図ることを目的としています。各組合におかれましては、保健事業の実施にあたり、積極的な取組の検討をお願いいたします。詳細は、健保連イントラネット・お知らせ(2月9日付【令和6年度予算(令和5年度補正予算から繰越予定)事業】出産・子育ての安心につながる環境整備等の取組に対する財政支援について)のほか、本FAQをご参照ください。

※更新

1-2. 交付見込額申請書の提出期限はいつまでか。

(答)

交付見込額申請書の締め切りは令和7年1月末です。

1-3. 事業実施計画申請または交付申請を行ったのち、やむを得ない事情により計画の変更(中止)が生じた場合、申請の変更(取下げ)は可能か。

(答)

速やかにご連絡をお願いいたします。事業実施計画申請または交付申請の申請期間中で、変更を希望される場合は再度申請手続きが必要となります。申請期日を過ぎている場合は、個別にご相談ください。

1-4. 事業実施計画申請・交付申請が却下されることはあるのか。

(答)

本補助事業は、健保組合(事業主とのコラボヘルスを含む)が行う出産・子育て、女性の健康に関する保健事業が対象であるため、これ以外の事業については対象外となります。申請内容に疑義がある場合は個別にご連絡いたします。国の交付要綱・実施要綱、取扱通知等に基づき審査を行います。

1-5. 事業実施計画の申請は必須か。

(答)

事業実施計画申請は、令和6年度に対象事業を実施するすべての組合(実施予定を含む)にご提出いただきます。申請は、7月1日から末日までに所定の方法でご提出いただきます。

※更新

1-6. 削除

※更新

1-7. 事業実施計画申請の段階で交付予定額は把握できるか。

(答)

補助率(補助割合)は別添のとおりです。事業実施計画の申請ツールで補助率を踏まえた交付見込額を計算できるようにしています。なお、最終的な交付額の算定にあたっては交付率(申請総額が予算を超過した場合)が乗じられることとなります(交付率は現時点では概ね59%となります)。

1-8. 委託にて行う事業の場合、対象事業の委託に係る費用(委託費)を交付申請額とするのか。

(答)

外部事業者等に対象事業を委託して行う場合であって、対象経費が保健事業費のうち委託費のみであれば、委託費が交付申請額となります。

1-9. 事業者へ支払う委託費のほか、対象事業を委託して実施するにあたって自組合で生じる消耗品等も交付申請額に含めてよいか。

(答)

保健事業費のうち、外部事業者等と対象事業の実施にかかる契約を締結するなどして生じる委託費のほか、同事業の実施にあたって組合が別途費用負担する場合は、同費用についても交付申請額に含めていただけます。

1-10. 交付(振込)のタイミングはいつか。

(答)

現時点では、令和7年3月中旬までに交付決定通知を送付し、3月末日までの交付(振込)を予定しています。

※更新

1-11. 令和6年度に実施する事業に限定した補助金か。次年度以降も補助は継続されるのか。

(答)

本補助金の対象は、令和6年度に実施する事業に限ります。

なお、政府の6年度補正予算案(7年度執行)にて、本補助金の趣旨を反映した「医療DXを活用した保健事業の取組等に対する財政支援事業」が計上されています。

詳細につきましては、国会での補正予算成立後、厚生労働省と調整のうえ、お知らせします。

1-12. 交付申請時は概算で行うのか。出納整理期間の後でなければ要した費用は確定しない。

(答)

交付申請にあたっては、令和6年度に実施する対象事業にかかる保健事業費を見込んでご申請ください。なお、国庫補助金の性質上、翌年度の実績報告額が交付決定額を超えていても追加交付はありません。

1-13. 概算で申請を行うとしたら積算根拠はどのように示すべきか。

(答)

保健事業費のうち、外部事業者に委託して行う場合は委託費を計上してください。それ以外は、申請時点までの対象事業にかかる費用の実績のほか、当該年度末までの見込を加えて算出してください。

※更新

1-14. 翌年度の実績報告に基づき、追加交付または返還はあるか。

(答)

令和7年5月末までに実績報告を行っていただき、交付を受けた額が実績報告書の交付金の額を超えるときは、その超える額を返還していただきます。なお、国庫補助金の性質上、翌年度の実績報告額が交付決定額を超えていても追加交付はありません。

※申請時点で参加者規模が見込めない場合であっても、返還金が極力生じないよう固めに見込んで申請してください。

※更新

1-15. 削除

1-16. 民間事業者との委託契約にあたり PFS(成果連動型委託契約)方式とした。成果連動型のため支払額が減少した場合、実績報告で返還金が生じるか。

(答)

翌年度の別途定める時期に実績報告を行っていただき、交付を受けた額が実績報告書の交付金の額を超えるときは、その超える額を返還していただきます。

なお、当該事業について、他に国庫補助金を受けている場合は、本補助金の対象とならない点にご留意ください。

1-17. 申請にあたって、あらかじめ準備する書類は何か。申請に要する書類が知りたい。補助金の交付を受けて取得した設備の管理・処分に関する決まりはあるか。

(答)

事業実施計画申請及び交付申請の際は、申請ツールにご入力のうえ、ご提出いただく以外は、添付書類のご準備は必要ありません。翌年度の実績報告にあたっては、一部証憑をご準備いただきますので、別途ご案内いたします。

1-18. 健保連都道府県連合会による出産・子育て、女性の健康課題に関連した共同保健事業に参画する場合、自組合の負担分(受益者負担分)は本補助事業の対象となるか。

(答)

健保連都道府県連合会による出産・子育て、女性の健康課題に関連した共同保健事業が本補助事業の交付を受けて行われるものである場合、同事業に参画する健保組合が自組合の負担分(受益者負担分)を改めて補助対象として申請することはできません。

1-19. 母体事業所の全従業員(当組合以外の保険者に属する加入者も含まれる)を対象とした福利厚生事業のうち、女性の健康課題に対応した取組をコラボヘルスで行うこととしたい。申請する上で留意すべき事項はあるか。

(答)

コラボヘルスにより健保組合も共同で実施する事業であれば補助対象となります。ただし、自組合の加入者にかかる費用部分を対象として申請してください。

※新設

1-20. 年末からの交付見込額申請書の提出の際に既に提出している事業計画書を変更してよいか。

(答)

原則として、事業計画書の修正はできません。ただし、下記の具体例のように事業計画書申請時より、事業区分の変更に伴い交付見込額が減少する場合は変更可能です。

(1)事業区分「①子供の健康につながる適正な医療実現に向けた取組」(5割補助事業)からやむを得ない理由で②各種検診受診率向上に対する環境整備事業、③健康教育・健康相談、各種研修会、セミナー、イベント等の実施、④広報・情報提供事業の各種3割補助事業に変更になった場合

(2)補助割合の引上げ要素である①事業主とのコラボヘルスによって実施する場合、②複数の健保組合により効率的、効果的に実施する場合、③事業区分IIに加えて各健保組合が事業実施の参考になるようデータヘルスポータルサイトに効果的な事業方法のノウハウ等を共有し横展開することについて実施を見送るなどで取り下げる場合

※新設

1-21. 年末からの交付見込額申請書の提出の際に既に提出している事業計画書の支出予定内訳書のシートはどのような場合に変更する必要があるのか。

(答)

事業計画書の支出予定内訳書のシートについては、事業の縮小や事業区分の変更等により、支出額が減少した場合は、支出予定内訳書を修正して、交付見込額申請書を提出してください。

※新設

1-22. 事業計画書提出時に比べて事業規模が拡大したことなどを理由に交付見込額申請書の提出時に増額申請はできるのか。

(答)

事業計画書提出時点で、申請総額が補助金総額を上回ったため、申請額に対して交付率を乗じることが見込まれています(交付率は現時点で概ね59%となります)。このため、増額申請は受け付けることができません。

## | 2. 予算関連

2-1. 補助金の収入科目はどこに計上するのか。

(答)

科目は、「(款)国庫補助金収入(項)国庫補助金収入(目)高齢者医療支援金等負担金助成事業費」となります。規模感が不透明な場合は名目計上(1千円)してください。

2-2. 事業実施計画書の支出予定額内訳の経費区分では、特定保健指導事業費の経費区分が盛り込まれていない。当健保組合では補助金対象事業の一部を特定保健指導事業費で実施しているが、どの経費区分で同計画書を作成すればいいか。

(答)

経費区分については、計画書では特定保健指導事業費の区分がないため、保健指導宣伝費の欄に金額を記載してください。来年度にご提出いただく実績報告においては、計画書には記載がない特定保健指導事業費などの必要な経費区分を設定しますので、実績報告では予算書及び決算書の区分をご記載ください。

※新設

2-3. 健保組合の予算では補助金対象事業を事務所費等で計上しているが、予算変更する必要があるのか。

(答)

保健事業費以外の科目で支出している経費を計上した場合、実績報告時に交付対象外となります。現時点で保健事業費以外の科目を内訳に仮計上している組合は、実績報告(令和7年5月末締切)までに変更予算をお願いします。

### | 3. 補助率等

※更新

3-1. 健保組合ごとに補助限度額はあるのか。

(答)

健保組合ごとに補助金の限度額を設定する予定はありませんが、申請総額が予算を超過したため、交付率を乗じる(交付率は現時点で概ね 59%となります)ことになります。

3-2. 補助割合どの程度か。

(答)

補助割合の参考例は別添のとおりとなります。「子どもにとってより良い医療の提供・医療費の適正化事業(5割補助)」や配布物等を除いた「出産・子育て支援、子どもの健康づくり、女性の健康づくり事業(3割補助)」は、コラボヘルスで実施した場合または複数組合の共同で実施した場合は補助割合が 2 割上乗せされることとします。加えて、各健保組合が事業実施の参考になるデータヘルスポートサイトに効果的な事業方法のノウハウ等を共有し、横展開した場合は、さらに補助割合を 1 割上乗せすることとします。

具体的には、①小児・女性等の医療・健康相談(医師によるアドバイス)(5 割) + コラボヘルスで実施(2 割) + データヘルスポートサイトに共有(1 割) = 事業費の 8 割補助 ②女性の健康セミナー(3 割) + 共同事業で実施(2 割) = 事業費の 5 割補助などとなります。

3-3. 共同事業で実施する場合に 2 組合以上でコンソーシアムを組んだ場合は加入者 1 万人未満の組合を含めることとしているが、加入者 1 万人未満組合の要件はいつ時点のものか。また、同規模の組合は 1 組合含まれていればいいのか

(答)

加入者 1 万人未満組合の要件は申請時点とします。コンソーシアムの場合、加入者 1 万人未満組合は 1 組合以上含まれていることとします。

3-4. 広報・情報提供事業はどのような情報提供を想定しているのか。

(答)

健康管理アプリによる女性の健康等の情報提供、育児書等の配布などを指します。乳がん・子宮がん等の検診受診率向上のための受診勧奨通知は、検診受診率向上に対する環境整備事業に位置付けられます。

## | 4. 対象事業

4-1. どのような事業が補助対象となるか。

(答)

出産・子育て、女性の健康課題に関連した保健事業が本補助事業の対象となります。別添の補助率(補助割合)の一覧をご参照ください。

4-2. 従前から行っている出産・子育て、女性の健康課題に関連した保健事業も補助対象となるか。令和6年度の新規事業に限定されるのか。

(答)

令和6年度に新たに実施する(初めて実施する)事業に限らず、既に取り組まれている事業(従前から行っている育児書の配布、女性対象の健康教室等)についても対象となります。

4-3. 厚労省の補助金の案内には「女性の健康づくり、出産育児支援のために実施する、企業と連携した効果的・先進的な保健事業等の取組み」と記載されているが、コラボヘルスで取り組む事業に限定されるのか。

(答)

限定されません。健保組合単独で実施する事業も補助対象となります。

4-4. 事業主が福利厚生で実施している女性の健康づくり及び出産育児支援に関する事業は補助対象になるか。

(答)

事業主単独で実施する事業は対象外です。コラボヘルスにより健保組合も共同で実施する事業であれば補助対象となります。その場合、連名で実施するだけでなく、健保組合も費用の負担をした場合に、当該組合負担分を補助対象とします。

4-5. 他の国庫補助金で助成を受けている事業は補助対象になるか。

(答)

他の国庫補助金を受けて行われているものは本補助事業の対象外となります。

4-6. 国の公募事業(共同事業・PFS 事業)に応募予定だが、国庫補助金を得られた場合でも補助対象になるか。

(答)

高齢者医療運営円滑化等補助金における健康保険組合による保健事業「成果連動型民間委託契約方式保健事業(国庫債務負担行為分)」及び「保健事業の共同化支援に関する補助事業」に応募し採択された事業については、本補助事業(出産・子育ての安心につながる環境整備等の取組に対する財政支援)の対象外となります。国庫補助金の性質上、重複して補助を受けることはできません。

#### 4-7. 対象外となる事業費

- 乳がん検診・子宮頸がん検診・子宮体がん検診等の検診費(郵送検診を含む)
- ゲノム(遺伝)情報や各種がん検診において科学的な根拠がない検査費
- 自由診療及び医療用医薬品、一般用医薬品の提供
- 備品に相当する物品の購入費
- 自治体等が実施する関連事業に加入者が参加した場合の償還払い等による参加費
- インセンティブ(現金、商品券、食事券、旅行券、物品(予防健康づくり関連備品は除く)等)に係る経費

#### 4-8. 具体例に骨粗鬆症測定の実施が挙げられているが、その他、どのようなものが補助対象になるか。

(答)

骨粗鬆症測定は女性の健康課題であるやせ対策の一環として有効な事業であるため、本補助事業の対象としています。その他、骨健康度測定器(骨ウェーブ)、体成分分析装置(In body)、体組成計、体脂肪計等による測定が考えられます。

#### 4-9. 女性の健康セミナーなどに合わせた骨粗鬆症測定器等の女性の健康課題に関連した機器をリースする場合の費用は補助対象になるか。

(答)

骨粗鬆症測定器等の女性の健康課題に関連した機器のリース代金は補助対象とします。(本補助金事業に要した当該年度のリース代のみが対象となります)

#### 4-10. 複数の健保組合の共同事業として、若年層の被保険者を対象とした婚活イベント(ウォーキングや料理教室等)を行いたい。イベント開催にかかる費用は補助対象になるか。

(答)

複数の健保組合が共同で実施する場合でも、若年層や独身、子育て世代向けの健康イベント(婚活・子育てウォーキング・料理教室等)の範疇であれば補助対象となります。

4-11. 女性の健康課題に着目した予防・健康づくりの実施のため、事業主健診結果データのXML形式への変換費用に充てたい。その場合、データ抽出のシステム的な都合から若年層の女性に限定できず、全加入者の健診結果データの変換費用は補助対象になるか。

(答)

本補助事業は、健保組合(事業主とのコラボヘルスを含む)が行う出産・子育て、女性の健康に関する保健事業を対象とするため、全健診結果データを対象としたデータ変換費用は対象外となります。

4-12. 出産・子育てや女性の健康に関する機材をリースとする場合、単年度契約よりも複数年契約の方が割安となる。令和7年度以降の契約費用も含んだリース代金であるが問題ないか。

(答)

複数年契約であっても請求内訳(明細)等により令和6年度事業にかかる費用を算出しているだけ、当該費用をご申請ください。

4-13. インフルエンザ予防ワクチンの接種費用は対象になるのか。

(答)

インフルエンザ予防ワクチンの接種費用は本補助金の趣旨と異なるため、対象外となります。

4-14. 特定健診の実施のための受診勧奨に係る費用は対象になるのか。

(答)

特定健診の実施のための受診勧奨に係る費用は本補助金の趣旨と異なるため、対象外となります。

4-15. 女性の健康情報等を発信している健康管理アプリに係る費用は補助対象となるのか

(答)

女性の健康情報等を発信している健康管理アプリに係る費用は補助対象となります。

4-16. 女性の乳がん・子宮がん検診などを盛り込んだ女性の健康イベントに係る会場費や受診勧奨通知は補助対象となるのか

(答)

女性の乳がん・子宮がん検診に骨密度測定や体験ヨガなどを盛り込んだ女性の健康フェスタに係る会場費や受診勧奨通知は補助対象となります。

4-17. 女性の乳がん・子宮がん検診の巡回バス健診に係る会場費は補助対象となるのか

(答)

女性の乳がん・子宮がん検診の巡回バス健診に係る会場費は補助金の対象外となります。なお、4-16 のとおり、女性の乳がん・子宮がん検診に骨密度測定や体験ヨガなどを盛り込んだ女性の健康フェスタに係る会場費は補助対象となります。

4-18. 本事業における「子ども」の対象年齢は。

(答)

0歳～18歳以下の方を対象とした事業とします。

4-19. 妊婦・周産期に対する医療・健康相談事業は5割事業でよいか。

(答)

医師のアドバイスによる子ども・女性等の医療・健康相談事業は5割事業とします。なお、医師以外の専門職のアドバイスによる子ども供・女性等の医療・健康相談事業は3割事業とします。

4-20. 全加入者を対象とした健康相談事業は対象になるのか

(答)

出産・子育て支援、子どもや女性の健康づくりに資する事業であれば、出産・子育て支援、子供・女性健康づくり事業として3割事業の対象とします。

4-21. 子供・女性健康づくり事業と広報・情報提供事業を一連の事業と実施する場合は、「出産・子育て支援、子どもの健康づくり、女性の健康づくり事業」(3割補助)として申請して

よいか。具体的には、子育てウォーキングを実施する際に参加者に育児書を配布するなど。

(答)

一連の事業として実施する場合は、「子ども・女性の健康づくり事業」とします。個別でそれぞれの事業を実施する場合は、「子ども・女性の健康づくり事業」と「広報・情報提供事業」の各事業として申請いただきます。

4-22. 複数組合でコンソーシアムを組んだ場合は補助割合が2割上乗せされるが、加算されるのは共通部分のみで、個別の組合が追加するオプション部分は2割上乗せの対象外となるのか

(答)

共通で実施する部分のみが2割加算されます。なお、オプション部分は個別組合の事業としてご申請いただけます(コンソーシアムの上乗せの対象にはなりません)。

4-23. 組合の機関誌(2か月に1回、年6回発行)において、10月号の特集として女性の健康や出産子育て関連の情報提供を行った場合は広報・情報提供事業として対象になるのか。

(答)

特集などで情報提供を行った機関誌(今回でいえば10月号分)にかかる経費については対象になるが、機関誌の年間経費は対象外となるため、申請時は当該経費のみを計上してください。

4-24. 組合の機関誌において、毎号レディース検診の受診勧奨を実施している場合の機関誌に係る経費は対象となるのか

(答)

「広報・情報提供事業」として補助金対象となります。

4-25. レディース検診の受診勧奨の一環として郵送する簡易検査キット(乳がん等)に係る費用は対象になるのか。

(答)

レディース検診の受診勧奨通知は対象となります、簡易検査キットに係る費用は対象外となります。全ての郵送検診とこれに係る郵送費は対象外とする。

4-26. 全被保険者向けの大腸がん検診受診率向上のためのセミナーに係る費用は対象となるのか。

(答)

対象外とします。がん検診の受診率向上策の対象は女性特有のがんである、乳がん、子宮体がん、子宮頸がんとします。

4-27. 全被保険者向けのヨガやストレッチなどのセミナーに係る費用は対象となるのか。

(答)

女性の健康課題にかかる取組として実施するものであれば、参加者に一部男性が含まれていても対象とします。

4-28. 特定健診または特定保健指導の受診勧奨通知とセットでレディース健診の受診勧奨通知を発出している場合に係る費用は対象となるのか

(答)

レディース健診の受診勧奨通知にかかる事業経費を切り分け出来る場合、その部分について補助対象とします。また、レディース健診の受診勧奨通知を補助金対象外の事業と同時送付し、送料に差額が生じた場合は、レディース健診の受診勧奨通知送付にかかる差額分のみ補助対象とします。

4-29. 女性の健康事業で生理痛緩和のために自由診療のもとで低用量ピルを提供した場合の費用は対象となるのか

(答)

自由診療及び医療用医薬品、一般用医薬品の提供などは、本補助金の対象外とします。

4-30. 都道府県連合会が補助金財源ではなく一般会計で共同事業として実施している共同事業の受益者負担(健保組合)にかかる費用は対象となるのか

(答)

補助金財源ではない共同事業の受益者負担は、本補助金の対象とします。

4-31. 健康管理アプリ等のポイント付与にかかる費用は対象となるのか

(答)

健康管理アプリの運用コストは補助金の対象となるが、ポイント等のインセンティブは対象外とします。

4-32. ファミリー歯科事業として子供も含めた加入者に対して▽虫歯・歯周病検診、▽歯科の健康相談、▽歯石清掃、▽歯面清掃、▽ブラッシング指導、▽12歳以下のフッ素塗布、▽子ども用歯ブラシのプレゼントを実施するがどの項目に係る費用は補助金の対象となるのか

(答)

保険給付の対象外となる▽歯の健康相談、▽ブラッシング指導、▽子ども用歯ブラシのプレゼントは補助金の対象になります。

4-33. ファミリーウォーキング事業としてレジャー施設内でウォーキングを実施する際の入園料については補助金の対象となるのか

(答)

ファミリーウォーキング事業におけるレジャー施設の入園料については、親子で運動する本来の目的とは外れるため、補助金の対象外とする。一方、ウォーキング事業の本来目的と合致する運動施設の利用料等については、補助金の対象になります。

4-34. 特に女性限定ではないが、肩こりや腰痛について体調不良を訴える社員を対象にリラクゼーションルームを設置し、国家資格を持つ技師によるマッサージを実施している。健保組合はリラクゼーションルームの設備運営費とマッサージ費を負担しているが、今回の補助金の対象となるのか。

(答)

女性以外も対象に含めた健康増進の一環としてのマッサージは、必ずしも女性の健康課題にかかる取組といえるか明らかでないこと、また、一部の疾患に対するマッサージは保険給付費の対象となり得ることから、補助金の対象外とする。マッサージ費が対象外となるためリラクゼーションルームに係る費用も対象外とする。

4-35. HPV ワクチン接種に係る費用などの医療行為は補助金の対象となるのか。

(答)

HPV ワクチン接種や各種検体検査(唾液、血液、尿等)などの医療行為は補助金の対象外とする。

4-36. 女性を対象とした生活習慣病関連の重症化予防やセミナーは補助金の対象となるのか。

(答)

生活習慣病の重症化予防やセミナーは必ずしも女性特有の健康課題に対する事業に該当しないため補助金の対象外とする。ただし、これに加えて、女性特有の健康課題の PMS、やせ、乳がん等のテーマが盛り込まれていれば補助金の対象とする。

## | 5. その他

5-1. 補助金の交付を受けて取得した設備の管理・処分に関する決まりはあるか。

(答)

予算上の備品にあたるものは本補助事業では対象外とします。

5-2. 補助金の交付を受けて加入者へ頒布した商品の管理・処分に関し、加入者へ何らか周知する必要はあるか。

(答)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び交付要綱により、本補助事業の交付を受けた健保組合は「善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わなければならない」と定められていることから、加入者への物品頒布等の場面で必要な案内を付していただくことをお勧めいたします。